交通弱者を守る交通安全対策の強化を求める意見書

去る10月3日の朝、徳島市において、盲導犬と一緒に道路を歩行していた全 盲の男性が、バックしてきたトラックにはねられ、盲導犬とともに死亡するとい う痛ましい交通事故が発生した。

当該交通事故による被害者は、視力を失ってからは盲導犬を共に歩む生活のパートナーとして温かく接するとともに、県の人権教育指導員として、これまで盲導犬への正しい理解のために各学校に対して講演をして回るなど、長年にわたり、盲導犬の普及啓発に尽力されてきた。

また、この9月17日には、秋の全国交通安全運動のオープニングセレモニー に出席し、交通安全における視覚障がい者や盲導犬に対する正しい接し方などに ついて、実演を交え講演を行った矢先の事故であった。

この事故の原因は、運転手の後方不注意はもとより、トラックが後退する際に、 警告音のスイッチが切られていたことによるものであるが、現状では車両後退時 に警告音を発することに関し義務が課せられていない状況にある。

よって、国においては、こうした痛ましい交通事故を二度と発生させないため、 また視覚障がい者をはじめとする身体障がい者や、高齢者など交通弱者に対する 安全・安心な交通社会の実現に向け、次の事項についての法整備や啓発活動、交 通事故を防止するための技術開発への支援等を実施するよう強く要請する。

- 1 障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保する上で、視覚障がい者における音や聴覚障がい者における視認性の重要性などを具体的に周知する啓発を行うこと。
- 2 貨物車等の製造メーカーに対して、後退する際に警告音を発する装置を取り付けることを義務付けるよう法令で規定するなど、車両後退時の総合的な安全対策を早期に検討し、実施すること。
- 3 貨物車等の運転者に対して、車両を後退させる際に、常時、警告音を発する ことを義務付けるよう、法令で規定すること。
- 4 ハイブリッド車や電気自動車には接近を知らせるための車両接近通報装置の装備を義務化すること。
- 5 車両の死角部に歩行者がいる場合には車両を停止させるなど、衝突を回避するシステムの技術開発を支援するとともに、その普及を図ること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義